

# 厚真町行政評価に関する基本方針

平成27年4月策定

## 目 次

<b>1 趣 旨</b>	・ ・ ・ ・ ・ 1
(1) 行政評価の必要性	
(2) 行政評価の課題	
<b>2 行政評価の考え方</b>	・ ・ ・ ・ ・ 2
(1) 評価の目的	
(2) システムのあり方	
(3) 導入からの経過	
(4) 行政評価制度内容の検討体制	
<b>3 行政評価システムの内容</b>	・ ・ ・ ・ ・ 5
(1) 評価の対象	
(2) 評価の時点	
(3) 評価の視点	
(4) 評価の手法	
(5) 評価の手順と主体	
(6) 公表方法	
<b>4 評価結果の反映</b>	・ ・ ・ ・ ・ 7
<b>5 行政評価制度と財務会計システムのリンク</b>	・ ・ ・ ・ ・ 7

## 厚真町行政評価に関する基本方針（平成 27 年度版）

### 1 趣旨

#### (1) 行政評価の必要性

行政評価制度とは、行政が住民に提供している様々なサービスについて、具体的な数値目標をたてて取り組み、成果を客観的に評価して、評価結果を公表することにより行政の透明性と説明責任を果たし、次の計画や事業の選択、サービスの改善に反映させることで行政サービスの継続的な向上を図るという仕組みである。一般的には、行政のあり方全般に対する制度で、政策・施策・事業の効率性、有効性の評価、活動主体となる組織、制度などの見直しまで広く含まれる。

計画の評価にあたっては、施策の進捗状況に加え、町民の満足度、数値目標の達成状況を把握し、客観的なデータと基準に基づき、町民にもわかりやすい目標や指標設定による行政評価（成果・結果重視）を導入し、評価結果を公表し情報を町民と共有した自律協働のまちづくりを進めるということが求められている。また、そうすることが行政の透明性と住民に対する説明責任を果たすことになる。

目標・指標設定や評価の視点（行革的視点との兼ね合いなどを含め）、評価方法、最終的な成果目標をどこに置くかなど、継続実施できる評価制度にしていくことは勿論のこと、質の高い行政運営を目指すために、総合計画（実施計画）策定段階から行政評価を意識した計画の策定（目標・指標設定など）や総合計画・財政計画・行政評価及び予算編成が連動する厚真町に合った新たな行政運営のマネジメントサイクルの推進を考えていく必要がある。

財政サイドでの予算編成に加え、「目標実現の手段として、どのような事業を実施するのか。」といった観点で行政評価の持つ意味は大きく、今後実施する外部評価制度を含め成果による統制を行う必要がある。

予算編成は評価結果を重視し、評価結果を予算に反映できない場合はその理由を公表することが大切であり、それが行政の透明性と説明責任を果たし、予算編成と評価の乖離を解消することになる。

そのためには、評価の仕組みを構築し、行政評価を充実させることが有効である。

外部評価を加え、評価制度の充実により結果重視及び成果重視の考え方が必要であり、理事者、職員そして町民を含めた共通の認識を持ち意識改革を進めなければならない。

行政運営のマネジメントサイクルとは、人・賃金・時間などを最も効率的に用いることを継続的に繰り返し実施し、行政運営を維持・発展させること。



## (2) 行政評価の課題

行政評価は、「町の将来像および目標など」をどのようにして実現するかを示した総合計画と一体で実施し、総合計画を行政内部や住民と論議しながら策定したうえで評価していくべきであるが、「計画—実施—評価—改善」という行政運営のマネジメントサイクルで行政評価を目指しているが、このシステムが確立していない自治体では成果に結びつかない要因になっている。

次に、評価者と権限という課題がある。行政の意思決定は、通常は担当—主査—主幹—課長などのボトムアップで行う。行政評価は、評価シートを用いることが一般的であるが、担当者が作成をし、課内のコンセンサスが充分でないまま行政評価委員会での評価となっているケースも見受けられることから事業評価が適正に行われぬことも考えられる。

課内協議が不十分なことで、行政内部の情報の共有化が図られず、結果、活発な政策議論が出来る環境になっていないことも考えられる。

また、行政評価では、行政が何を考えどのように取り組んでいるかを明らかにすることにより、住民が行政をチェックするとともに、行政と住民との協働のまちづくりのツールになるが、政策・施策・事業の背景などに関し十分な情報がない住民にとっては、行政評価を容易に理解するのは難しい。たとえ職員であっても、担当が違えば評価シートの情報だけでは十分理解できないことがある。

予算編成は行政評価とのリンクが大切であるが、事業評価だけで事業間の軽重を決定するのが難しい部分もある。また、評価シートや予算要求書作成、ヒアリングなど作業過程が重複する部分もあり、担当課（者）の負担やコストも増加する。

その他に、評価者（内部評価者・外部評価者など）や、評価結果の公表方法、住民意見の反映方法、住民満足度の把握をどうしていくかなど、行政評価には様々な課題があり、行政運営のマネジメントサイクルの構築も含め、厚真町独自のシステムを構築し、試行を重ね改善していくことが成功の鍵を握るといえる。

ボトムアップとは、「下位から上位への発議で意思決定すること」をいう。
------------------------------------

## 2 行政評価の考え方

### (1) 評価の目的

「町民とともに自律協働のまちづくりを進めるために、行政評価の結果を適切に町政に反映させ、効率的かつ戦略的な行政運営と公平、公正な公共サービスの執行や行政の透明性と説明責任を遂行する」ことを行政評価制度の目的とし、この制度により、将来の健全な自治体経営を目指すものである。

#### ① 行政評価の成果目標

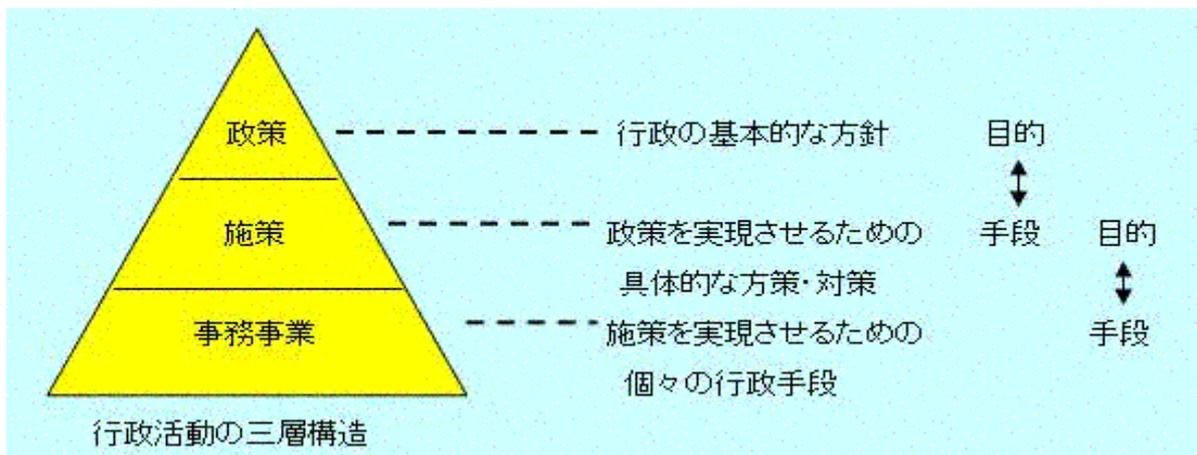
- 行政運営のマネジメントサイクルの確立
  - ・ 総合計画の進行管理の確立

- ・ 総合計画、財政計画、行政評価、予算編成との連携による施策・事業の展開
- 成果を重視した行政運営の実現
  - ・ 予算や手続き重視から結果重視、町民に対する成果重視による施策・事業の展開
- 効率的で戦略的な行政運営の実現
  - ・ 目的手段体系に基づく施策・事業の重点化、適正化（縮減、再編、廃止を含む）
  - ・ 行政資源（限られた財源、職員）の有効配分
  - ・ 目標達成度による施策・事業の管理
  - ・ 職員の政策形成能力の向上（職員間の情報の共有と活発な政策議論）
- 町民との協働の推進
  - ・ 行政の透明性と説明責任の遂行（町民と情報の共有、評価結果の公表）
  - ・ 町民意見の把握と反映

## (2) システムのあり方

### ① 政策体系 ～行政活動の三層構造～

行政の活動は、一般的に、下記の図のように、政策⇒施策⇒（事務）事業の三層構造になっており、この構造の中で、上位の活動は下位の活動の目的であり、下位の活動は上位の活動の手段であるという関係が成り立っている。例えば、施策は事業の目的であり、事業は施策の実現の手段という関係になっている。



### ② 第3次厚真町総合計画の政策体系

第3次厚真町総合計画の構成は、まちづくりの目標（「いのち満ちる <sup>みのり</sup>農の里あつま 大いなる田園の町」）⇒政策（基本目標大・基本目標中）⇒施策（基本計画上の目標・方向）⇒事業（実施計画事業）となっている。

- ・ まちづくりの目標は、目指す姿（ビジョン）・方向性のキーワード
- ・ 政策は、行政の基本的な方針（施策のまとめり）
- ・ 施策は、生活課題等から転換させた町の「目指す姿」を実現させるための方策
- ・ 事業は、施策を実現させるための具体的な手段

### ③ 厚真町の行政評価の対象

行政評価は、政策体系のどの階層を対象にするかにより、「政策評価」、「施策評価」、「事業評価」に分類することができ、厚真町では、「事業評価」を実施している。

これは、町民に一番身近な行政活動の単位であるため、「何のためにこの事業を行うのか」、「何を達成しようとしているのか」、「成果は何か」ということを町民に分かりやすく伝えることができ、職員にとっても、従来からの活動推進や予算・決算の単位であることから、現状把握しやすく改革・改善を進めるには適した単位と考える。

ただし、個々の事業についての評価を行うだけでは、目標とする資源配分の最適化や行政運営のマネジメントサイクルの確立に結びつけることに限界があると思われるため、施策評価、政策評価に順次ステップアップを図っていくこととする。

### ④ 厚真町のシステムのあり方

- 「第3次厚真町総合計画」のまちづくりの体系に沿って、政策・施策・事業の3階層にわたり、目的手段体系に基づく総合的な評価を行うことを目指す。
- 政策、施策、事業の成果を可能な限り定量的に把握し、その目的や目標に照らして、妥当性、有効性、効率性等の観点から客観的な評価を行う。
- 評価結果を計画の策定・見直し、予算編成など、行政運営に反映させる。
- 評価にあたり町民の参加・意見の反映（外部評価委員会設置など）を行うとともに、評価結果等を公表する。

### (3) 導入からの経過

前段でも記述したとおり、事業評価から進めて、順次ステップアップを図っていくことを念頭にし、事業評価は、平成20・21年度に内部評価を試行のうえ、基本方針を決定し、実施要綱・システムのマニュアル等を作成し、平成22年度から本格実施をしている。

なお、外部評価については、平成26年度に試行し、平成27年度から本格実施することとしている。

- 施策評価については、事業評価が定着した後に試行のうえ、指標設定等の兼ね合いから第4次厚真町総合計画の策定が終了し、外部評価制度が確立する時（平成31年度頃）までを導入目標とする。
- 政策評価については、事業評価、施策評価が定着するまで実施せず、行政経営戦略会議において調査研究・検討を継続することとする。
- 今後も継続的にシステムの点検、見直しを行い、システムの精度と分かりやすさの向上、行財政運営（予算・定員管理等）とシステムの整合・体系化を図ることに努める。

特に、担当者の負担軽減と総合計画実施計画、予算決算における各種説明資料の整合性を図るため、財務会計システムと連動したシステムの開発に努める。

### (4) 行政評価制度内容の検討体制

本年度、新たに設置した行政経営戦略会議専門委員会（H26.9.18 設置）で、行政評価の制度の内容、財務会計システムと連動したシステムの検討等について調査研究を行い、厚真町行

政経営戦略会議に対して提案を行う。

まちづくり委員会等において、システム構築、導入方法等についての意見・助言を得る。

### 3 行政評価システムの内容

#### (1) 評価の対象

「第3次厚真町総合計画」の体系に沿って、政策・施策・事業の3階層について評価を行う。当面は、事業評価の実施とし、施策評価、政策評価へとステップアップを図って行く。

##### ① 政策評価

- ・ 対象：「第3次厚真町総合計画」の基本構想（基本目標大・中）、及び町長公約

##### ② 施策評価（政策目的を達成するための方策）

- ・ 目的：政策目的に適う効果的な施策の推進、施策を構成する事業の優先性の明確化（資源配分の最適化）
- ・ 対象：「第3次厚真町総合計画」の基本計画上の目標30本（施策の方向94本）

##### ③ 事業評価（施策目的を達成するための具体的な手段）

- ・ 目的：施策目的に適う効果的で効率的な事業の推進
- ・ 対象：「第3次厚真町総合計画」の「実施計画」の全事業

(除外) 基本は全事業評価とするが、次の事業は行政評価によって目標管理を行う意義が極めて薄いと考えられるため、評価対象から除外する。

##### (a) 法令を根拠として義務的に支出を要する経費（事業）

- ・ 職員給与、負担金（法令に根拠がある義務的な負担金：共済組合負担金など）

##### (b) 支出について裁量の余地のない経費(事業)

- ・ 過去に発行した公債費の元利償還金や利子支払いに充当する事業費や基金費など

##### (c) 会計上の整理を行う経費

- ・ 一般会計から特別会計への繰出金など

##### (d) 緊急時などで、事前に支出内容を決めることができない経費（事業）

- ・ 災害復旧費など

##### (e) 管理事業（務）

- ・ 事務経費の執行管理を効率的に行うために、様々な行政目的の事務経費がまとめである一般管理事業など（団体補助（金）事業や委託業務は、評価対象とする）
- ・ 公用車の管理事業（施設の管理事業は評価対象とする）

##### (f) 他の地方公共団体との関連事業

- ・ 一部事務組合の負担金、広域連携事業など

#### (2) 評価の時点

##### ① 施策評価

###### 「事前評価」

- ・ 「厚真町総合計画」の策定時や見直し期において、施策の実施前に、実施の採否や複数の案から採択のための評価を行うとともに、評価指標・目標値の設定を行う。

### 「事後評価」

- ・ 概ね3年ごとに、設定した評価指標・目標値に基づき実施結果や成果について評価を行う。

### ② 事業評価

- ・ (事前) 新規の事業は、事前評価を行い事業実施の可否及び事業実施のあり方を判断する。
- ・ (事後) 毎年度、それまでの実施結果や成果について評価を行い、事業のあり方を判断する。

### (3) 評価の視点

結果重視・町民に対する成果重視による施策・事業の展開や、目的手段体系に基づく施策・事業の重点化・適正化を図るため、妥当性、有効性、効率性等を主な視点として評価を行う。

#### ① 妥当性 (実施主体、実施目的、実施対象・手段等が妥当か)

- ・ 行政が担う必要があるか (民間でできないか) **[施策・事業]**
- ・ 目的が達成されることが上位目的に結びつくか**[施策・事業]**
- ・ 町民ニーズや社会状況の変化に照らして妥当か**[施策・事業]**
- ・ 目的達成のための対象や手段が妥当か**[施策・事業]**
- ・ 事業の受益が特定の団体や個人に片寄っていないか**[事業]**
- ・ 受益者負担を求める・求めないことが妥当か**[事業]**

#### ② 有効性 (期待された成果が得られたか)

- ・ 目的と結果が結びついているか**[施策・事業]**
- ・ 目的に対して成果が得られたか**[施策・事業]**

#### ③ 効率性 (コスト改善の余地はないか)

- ・ 経費は適切で必要最小限か**[事業]**
- ・ 実施のための手段として最適か**[事業]**
- ・ 類似事業が実施されていないか・類似事業を統合できないか**[事業]**

### (4) 評価の手法

評価の客観性を確保し、評価結果を分かりやすいものとするため、評価のための指標を設定する。指標は可能な限り数値化、数量化する。

評価は、「第3次厚真町総合計画」の基本計画上の目標及び事業それぞれベンチマークを設定し、評価の視点を踏まえ評価する。

ベンチマークとは、「行政活動の成果を数値で評価するための指標とその目標値」のことを示す。

### (5) 評価の手順と主体

平成22年度から本格実施した行政内部(庁内)による評価に加え、平成27年度から、別途

作成する外部評価に関する基本方針に沿って外部行政評価委員会による評価を本格実施する。  
以下は、事務事業評価について記載する。

① 1次評価

- ・ 当該年度に抽出された事業について、所管課所管グループにおいて事務事業評価シートを作成し、グループ内で横断的に自己評価を行う。

② 2次評価

- ・ 行政評価内部評価委員会（以下「内部評価委員会」という。）において、1次評価を行った事業について、所管課からの説明、ヒアリングを行って内部評価を行う。

③ 3次評価（評価を確定）

- ・ 内部評価委員会が2次評価を行なった事業の中から、行政評価外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）が選定する事業について、外部評価委員会は、事務事業評価シートに基づき所管課からの説明を受けヒアリングを行い、評価を行う。

④ 次年度予算（次期計画）への提案

- ・ 内部評価委員会及び外部評価委員会は、評価結果及び今後の方向性等を町長へ提案する。

(6) 公表方法

町民への説明責任を遂行するとともに、町民意見を反映するため、評価結果を公表する。公表は、町の広報誌、ホームページ、閲覧等により行う。評価結果に対しての町民からの意見を求める方法は別に検討する。

4 評価結果の反映

- ・ 「第3次厚真町総合計画」の進行管理サイクルの一環として、「基本計画上の目標」及び「実施計画」見直しの資料とする。
- ・ 予算編成に反映させる。（評価結果が予算に反映されていない場合には、その理由を明確にし、公表する。）
- ・ 資源配分（人）の最適化の観点から、定員管理・人員配置の参考とする。

5 行政評価制度と財務会計システムのリンクの検討

予算要求書及び実施計画の作成や行政評価制度の導入に伴い、これらの業務に関する担当課や職員の負担が増えることから、財務会計システムと実施計画、行政評価システムのリンクについて調査・検討を行う。